

外部持出禁止

20220401

法令遵守規程

社会福祉法人 聖仁会

法令遵守規程

(目的及び適用範囲)

第1条 社会福祉法人聖仁会、法令遵守規程(以下「規程」という。)は、社会福祉法人聖仁会(以下「法人」という。)が経営する介護保険事業を含む全ての事業(以下「事業」という。)について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として定める。

(基本方針)

第2条 法人が行う事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- (1) 事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- (2) 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- (3) 法令遵守責任者は、理事長の命を受け、法令遵守責任者、法人の各事業所、責任者と連携し、適正な事業運営を確保する。

(法令遵守責任者)

第3条 法人の理事長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

2 前項の法令遵守責任者は、理事長が選任するものとする。

(法人組織体制の整備)

第4条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制は、別紙に定めるものとする。

2 法人の事業の最高責任者を理事長とする。

3 法人の各事業の責任者は、施設長とする。

(法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、法人の理事会と連携し、以下の業務を行うものとする。

- (1) 法人及び事業の組織体制に関する提案
- (2) 法令遵守に関する本規程の制定及び改定

2 法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議に出席し、法人の事務遂行状態を法令遵守の観点から確認するものとする。

(相談窓口の仕組み)

第6条 法人内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

- (1) 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会等とする。
- (2) 通報を受けると、必要に応じて調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正処置を講ずるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行うものとする。実名通報の場合には、通報者に対し、調査結果、是正結果の報告を行うものとする。
- (3) 法人は、報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取り扱いも行わせないこと。
- (4) 法人は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとして、プライバシーは遵守される。
- (5) 虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行ってならない。

(職員の責務)

第7条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

- 2 職員は、自らも専門職としての職務倫理を身につけ、また老人福祉法・介護保険法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。
- 3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司又は施設長及び管理者、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第8条 法令遵守責任者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する教育及び研修を企画し、実施するものとする。

(処分)

第9条 法令違反する行為を行った職員は、懲戒その他処分されるものとする。

(規程の改定)

第10条 本規程の改定を行った場合は、速やかに関係行政機関に提出するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。